

ウクライナ人道危機救援金箱の設置について

日本赤十字社岐阜市地区及び岐阜市は、ウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動を支援するため、ウクライナ人道危機救援金箱を設置します。

救 援 金 名 称	ウクライナ人道危機救援金
受 付 期 間	令和4年3月10日（木）～5月27日（金）
救援金箱の設置個所	<ol style="list-style-type: none">1. 岐阜市社会福祉協議会（都通 2-2） 午前8時45分～午後5時30分 [土・日・祝日除く]2. 岐阜市庁舎 1階総合案内（司町 40-1） 午前8時45分～午後5時30分 [土・日・祝日除く]3. みんなの森 ぎふメディアコスモス 1階総合案内（司町 40-5） 午前9時00分～午後9時00分 [休館日除く]
救 援 金 の 取 扱	日本赤十字社を通じ、国際赤十字・赤新月社連盟、赤十字国際委員会、ウクライナ赤十字社の救援活動の支援に活用されます。
受領証明書について	この救援金につきましては、受領証明書を発行いたしません。 受領証明書が必要な場合は、日本赤十字社岐阜県支部にお問い合わせください。（TEL 058-272-3561）